

三条市立大学2028年度版大学案内制作業務仕様書

1 委託業務の概要

(1) 業務名

三条市立大学2028年度版大学案内制作業務

(2) 目的

三条市立大学2028年度版大学案内制作業務（以下、「本業務」という）は、受験生をメインターゲットとし、保護者・高等学校教員等に対して本学独自の魅力や価値を届け、ブランドイメージの定着及び入学志願者の獲得に寄与する冊子を制作することを目的とする。

また、2027年度からデジタル領域の学びの拡張や入学定員増員等の新たな変化がある。本業務では、こうした大学案内納品後に生じる最新情報等をタイムリーに届けられることができる仕組みを強化することを目的に自由提案も求めるものとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年4月30日まで

※期間満了後、本学と受託者の合意により2029年度版大学案内制作業務の契約を更新できるものとする。年度ごとに仕様及び発注部数等が異なるため、単年度ごとの契約とする。

※また、完成した大学案内冊子を契約期間満了後から当該年度12月末日まで（予定）保管し、都度本学が指定する場所（個人を除く）への発送業務を別途委託する。

※大学案内の納品日は上記のとおりだが、自由提案の内容に応じて委託期間を延長する場合がある。

2 業務内容

本仕様書に基づき、2028年度版大学案内の企画、編集、写真撮影、取材、デザイン、校正、印刷・製本、納品等に係るすべての業務を請け負うものとする。

また、その他自由提案を実現するために必要な業務も含むものとする。

(1) 企画・編集

・大学案内制作のコンセプト及びページネーションを提案すること。ページ数は提案の範囲内として変動できるものとし、最終的な判断は相互協議のうえ確定する。

(2) 写真撮影・取材

・原則として受託者にすべての撮影を依頼する。ただし、撮影できない素材については本学保管の写真を提供する。

・カメラマン及びライターは経験豊富な人材を確保し、受託者は撮影・取材当日のディレクションを行うこと。

・撮影、取材対象の選定及び学生、連携企業先との調整は本学が行うが、学外でのロケ撮影などイレギュラーなものが発生した場合は、適切な方法を協議し進めるものとする。

・撮影に係る費用（交通費等を含む）は、すべて本業務の費用に含むこととする。

(3) デザイン・校正

・ホームページ等との統一感を意識したうえでデザインの提案を行うこと。また、「世界を、好転させよう。」のキャッチコピーは継続する方針であるが、その他のコピー・ライティングは提案の範囲とする。

(4) 印刷・製本

A. 納品期限：令和9年4月30日

B. 発行部数：27,000部

C. ページ数：任意【2027年度版実績：60ページ】

D. 校正回数：原則10回以内

E. サ イ ズ：A4 版

F. 印刷方法：フルカラー

G. 綴 じ 方：無線綴じ

H. 紙 質：【2027年度版実績：アヴィオン ハイホワイト（表紙:菊判125kg、本文:菊判62.5kg）】

・同等以上の質を担保し、提案すること。

・FSC®認証紙は必須ではありません。

(5) 納品

完成した大学案内は本学及び本学が指定先に納品すること。

参考（2027年度版実績）：本学、関東2か所、関西3か所

※契約期間満了後から令和9年12月末日まで（予定）保管及び発送を別途依頼する。

なお、保管等の費用は2028年度版大学案内制作業務の委託契約額には含まず、優先交渉権者と追って協議するものとする。

(6) その他自由提案

大学案内の他に、当該年度内で生じる最新情報等について、タイムリーに発信する仕組みや手法を強化することを目的に自由提案を求める。媒体は紙媒体に限らずホームページやウェブコンテンツ等のデジタル媒体も含め、あらゆる可能性を排除しない。

なお、この自由提案は原則本業務の委託費用内で実施するものとする。

3 成果物

(1) 大学案内制作に係る最終データ一式（Adobe Illustrator形式／アウトライン前後）

(2) ホームページ掲載用PDFデータ

- (3) 撮影データ（パンフレットに使用していないものも含む／jpeg形式）
- (4) イラストデータ（jpegもしくはpsd形式） ※イラストを作成した場合のみ
- (5) その他、新たに作成したデータ等本学が指定するデータ

納品方法は、DVD等のメディア及び電子メール等を利用して納品すること。

4 著作権等の取り扱い

- (1) 本業務により作成された成果物、撮影データ（写真・動画等）、イラスト、ドキュメント等のデータに係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、対価の支払いをもって、本学に帰属するものとする。
- (2) 本学は、成果物について、媒体、地域、期間の制限なく、自由に使用、複製、編集、改変、公表及び二次利用を行うことができるものとする。
- (3) 受託者は、成果物について著作者人格権を行使しないものとし、本学又は本学が指定する第三者による改変、編集、公表等について異議を申し立てないものとする。
- (4) 受託者は、本学の事前の承諾を得ることなく、成果物を第三者に提供し、又は他の用途に使用してはならない。
- (5) 成果物に第三者の著作物を使用する場合は、受託者の責任において必要な権利処理を行うものとし、これに起因する紛争等については受託者が責任を負うものとする。

5 受託者の責務

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、受託者が本業務の一部を第三者に委託し、請け負わせようとする場合、あらかじめ本法人の承認を受ければ、この限りではない。

(2) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、委託期間終了後又は契約解除後においても同様とする。

(3) 個人情報の取り扱い

収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、個人情報保護の措置を講ずること。保有する必要のなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。再委託をする場合は、再委託先についても受託者の責任によって同様に遵守させること。

6 その他

- (1) 本業務に係る成果物の引き渡し後1年間以内に発見された契約不適合については、受託者がその契約不適合の補修を行うこと。

- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本法人と受託者が協議の上、決定するものとする。

以上